

愛知県接骨師会共済会 規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は愛知県接骨師会共済会と称する。

(目的)

第2条 本会は愛知県接骨師会会員の相互扶助の精神に基づき、病気、火災、死亡、その他不慮の災害に遭遇した会員の支援を図り、生活安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なうものとする。
その内容については、別に定める。

1. 福祉共済事業の運営
2. 福祉厚生の充実などの調査研究
3. 親睦・文化・レクレーション活動に関する補助
4. その他本会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第4条 本会の事務所は、名古屋市中区金山5丁目13番22号
(公社)愛知県柔道整復師会館内に置く

第2章 会員・役員

(構成)

第5条 本会加入資格は 公益社団法人 愛知県柔道整復師会会員とする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 理事 3名以内 (会計責任者1名含む)
- 監事 1名

(役員を選任及び任期)

第7条 会長は公益社団法人愛知県柔道整復師会副会長1名があたる。
2. 副会長・理事・監事は会長が任命する。
3. 役員任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会を代表し総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時これを代行する。
3. 会計責任者は、会の会計を司る。
4. 理事は会の運営を行なう。
5. 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

第3章 会議

(会議の種類・招集・議決)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

2. 会議の招集は、会長が行なう。
3. 通常総会は年1回とする。
但し、必要のあるときは臨時総会を開くことができる。
4. 理事会は、必要な都度会長が召集するものとする。
5. 会議の議決は、総会においては出席会員、理事会においては理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 会計

(会計年度及び会費)

第10条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

2. 通常総会にて、会計は会計報告を行い会員の承認をえる。
3. 会費は月3,000円とする。

第5章 慶弔 見舞

(慶弔見舞金)

第11条 会員が疾病や怪我等で5日以上入院した場合は、当該会員の申請により、入院見舞金として金2万円を支給する。

2. 会員が疾病や怪我等で5日以上（施術所の表示する休日を除く）施術所を休業した場合は、当該会員の申請により、施術管理者に対し休業見舞金として金2万円を支給する。
3. 前2項の見舞金の双方について申請があった場合でも、見舞金はいずれか一方のみを支給する。
4. 申請者が以下のいずれか一つに該当する場合には、第1項及び第2項の見舞金のいずれも支給しない。

(1) 過去に入院見舞金の支給を受けた会員で、支給対象となった入院の退院日から1年を経過していない者

(2) 過去に休業見舞金の支給を受けた会員で、支給対象となった休業の営業再開日から1年を経過していない者

5. 見舞金の申請が可能となった日当該事実発生の翌日から、原則として6ヶ月が経過したときは、原則として見舞金の申請する権利を失う。

但し、理事会の承認するところにより、当該期間を延長することができる。

(弔慰金)

第12条 会員が死亡した場合は、弔慰金400万円を支給する。

2. 会員が死亡した場合の弔慰金の受給者は会員の遺族とする。遺族の順位は労働基準法施行細則第42条から第45条に準ずる。

(支給制限)

第13条 前条第1項に係わらず、会員が、80歳6ヶ月を過ぎた場合、又は、総合福祉団体定期保険に加入できない会員が死亡した場合の取扱いは、本会への功労等を鑑み、理事会の議を経て決定する。

2. 前条第1項に係わらず、犯罪行為による死亡、加入後1年以内の自殺、会員の故意または重大な過失により総合福祉団体定期保険加入告知の際事実を告げなかった場合については、弔慰金を支給しない。但し、弔慰金の一部は理事会の議を経て決定する。

(災害見舞)

第14条 会員が、地震・台風・豪雨・津波の自然災害により罹災した場合は見舞金を送る。

(災害見舞金)

第15条 会員の施術所が災害にあった場合は、災害状況に応じて、次の区分以内で見舞金をおくる。

(1) 半壊以上の場合 100,000円

(2) 床上浸水の場合 50,000円

2. 一災害(全体)辺りの上限を10,000,000円とする。

但し、見舞金総額が上限を超えた場合は第1項に係らず按分比例とする。

3. 見舞金申請に当たり原則として、1項区分が記入された官公庁の罹災証明書の提出を必要とする。

(給付申請)

第16条 見舞金申請は、支部長に連絡の上会員自身が行うものとする。

(時効)

第17条 当該事実発生の翌日から原則として6ヶ月経過した時は、この規程は適用しない。

但し、配分後の見舞金については理事会に諮り同額を支給する。

(火災見舞金)

第 18 条 会員の施術所が火災に遭った場合、半焼以上は 100,000 円を支給する。

但し、住宅の場合は施術所の半額とする。

2. 施術所と住居を同一にしている場合は、100,000 円を支給する。

3. 見舞金申請に当たり原則として、上記区分が記入された官公庁の罹災証明書の提出を必要とする。

4. 給付申請・時効・議決については、災害見舞に準ずる。

(被保険者代表)

第 19 条 保険会社との契約に際しては、会長を総合福祉団体定期保険の会員代表者とする。

(議 決)

第 20 条 この規程に定めのないものは、理事会の議決を経て実施する。

第 6 章 事務局、その他

(事務局)

第 21 条 この会の事務を処理するために事務局を置く。

(改 廃)

第 22 条 本規程を変更する場合には理事会の承認を得るものとする。

(附 則)

この規程は、愛知県接骨師会共済会の設立の日(平成 23 年 2 月 1 日)より施行する。

改 正 令和 元年 5 月 2 6 日

改 正 令和 3 年 6 月 1 0 日

改 正 令和 4 年 9 月 2 6 日